

第二報告 近世中・後期

一、近年の特徴

まず初めに、ここ一、二年の部落史の感想を簡単に述べておきたいと思えます。第一は、行政史の中で一九八〇年代以降部落問題関係の資料が、正当と言えるかどうかは分かりませんが、以前よりもかなり取り上げられることが多くなったことで、例えば大阪市史、大阪市史料、羽曳野市史、姫路市史、安堵町史(奈良県)などに見られます。さらに行政史批判の中から行政の中に独自に部落史の編纂室を設けて、本格的に研究に着手するところも出てきています。早いところでは尼崎市や奈良市、近年では和歌山県、田辺市、大津市、近江八幡市をはじめ、三重県の四日市市、桑名市などにも編纂委員会が置かれています。

第二は、これまでもビジュアル史料の評価が黒田日出男さんなどが主導して行われてきましたが、その中から

のび しょうじ

部落史、広い意味で被差別史に関わるものが最近いくらか出てきている点があげられます。僕なんかも以前から絵図には関心があったのですが、最近では絵図からしか分からないことが出てきているようで、これからはこの分野が少し広がっていくのではないのでしょうか。

第三は、これまでは講座本・通史・企画本を出すときにほとんど部落史、賤民問題を載せることはありませんでしたが、近年はそれらを外して大きな講座を出すのは無理な時代状況になってきたという点です。それは社会的要請からだけではなく、身分論との関わりからですが、例えば『前近代の天皇』や『日本の近世』『アジアのなかの日本史』『講座日本通史』『日本村落史講座』などの中で部落問題なり被差別身分の問題がかなり位置付けられています。それと、朝尾直弘さんや藪田貫さん、高埜利彦さんといった部落史専攻でない近世史研究者の著作・論文の中に部落問題が顔を出すこともまれはなくなつて

きています。

そして第四は、部落史研究者内部での時代区分があいまいになってきて、「越境」が盛んになってきているということを感じます。例えば『部落問題研究』一二四輯では近代史の人々が集まって議論したほとんどが近世史だったり、明石書店から出た『賤民身分論』では近世研究者による中世に関する発言が中心となっていたというようなことです。こうした傾向は部落史に限ってではなく、「移行期」論などという独自の区分ができるように日本史研究そのものがそういうところに来ているのだと思います。

二、旦那場制をめぐる

次に、僕の担当部分を便宜的に分けて、近年の研究動向を報告したいと思います。

まず第一点は、近年の研究の中で再び旦那場制の問題が取り上げられるようになってきていますが、その取り上げ方がこれまでとは少し違ってきていることです。たとえば東日本部落解放研究所編『東日本の近世部落の具像』の中の池田秀一さんの論文「職場日割帳についての一考察」が一番ポピュラーかと思いますが、そこで議

論されているのは詳細なものです。関東の旦那場というのは、死牛馬の処理をする権利である「下場」、それと勧進場の権利を持つ「上場」が一体化したものととして考えられています。それ自体は峯岸さんがすでに明らかにしているわけですが、峯岸さんは「下場」は日割りで「上場」は村割りだとしていたのですが、池田さんは今回の論文で「上場」も日割りではないかと問題提起しています。結論からいえば史料の根拠が薄いので、実証されたとは思っていませんが、池田さんの論文のメリットはそんなところにあるのではなく、関東における旦那場の問題を細かな部分までおろそかにせずに明らかにした点にあると思っています。僕らがこれまで死牛馬処理の問題を中心に議論してきたのに対して、八〇年代以降は勧進場の問題にも取り組まなければならないという反省があったわけですが、この論文はそういう流れの成果として出てきたのだと思います。

また大熊哲雄さんは『東京部落解放研究』六七号「上州植野職場の入用銭紛争に見られる諸問題」で、「植野」という市場に来る商人から長吏身分の者が上前銭を取っていて、商人が上前銭を渡すのは義務なのか単なる慣例なのかで揉めたことを紹介しています。この論文では旦那場の問題をいわば支配領域にまで広げ、旦那場に入ってくる雑芸や諸賤民に対して進退するなどの権限が長吏にあるのかどうかということを議論しています。同じような議論は、先の『東日本の近世部落の具像』所収の論文「幕末関東における竹箴の製造・販売をめぐる動向について」でも出てきています。この竹箴（たけおさ）については、この大熊論文が契機になって今関東の研究の中で比重がかなり高くなっています。

ところで、一定の研究蓄積をもつ旦那場制の問題を全否定するのが塚田孝さんで、先に中尾さんが報告で触れた「勝扇子」や「櫓銭」のことも、とらえ返してみればこれまで旦那場の問題として議論してきたことなわけですね。塚田さんはこの問題について、新しい見解を出し

それと関連してもう一つの成果は、死牛馬の処理という中には牛馬だけではなく猪や鹿などの野獣の処理権の問題も含まれていたとする、前田正明さんの二つの論文があります。有元正雄さんの退官記念論文集と『史学研究』の論文なんです、山の多い地域では牛馬以外の死体の処理に携わるかわた身分の比重が多かったとのべています。つまり、それらは旦那場権でもなんでもなくて、興行をスムーズにするためにうるさいことを言ってくる連中に木戸番が金を渡しているだけのことなんだというわけです。

しかし僕らは旦那場制といっても法的な裏付けを持っているなどと考えていませんし、長い間かかって変化も含みながら作られた了解事項を、概念化して旦那場制と呼んできたわけで、したがって当事者の力関係も含めて旦那場制は成立するのですから、それを暴力団のたかりのようにとらえてよいのかどうかという根本的な問題があると思います。

そのほか、高埜利彦さんは『近世日本の国家権力と宗教』（東大出版）のなかで相撲身分と部落との関わりをめぐって書いています。これも先のことと同様に興行に関わる問題で、相撲身分の者は長吏の手下と見なされていたのが、賤民身分を脱するために長い間努力し、ついに上覧相撲という形を取ることでよって、世間がえた身分のような者と見なさなくなるという問題です。これはこれとして面白い問題だと思います。また安達五男さんは『ひょうご部落解放』で、兵庫の神崎郡の史料紹介をしながら、死牛馬処理の問題を論じています。吉田栄治郎さんは『安堵町史』の別編の同和問題編で、旦那場とい

うものをいろんな諸賤民が持つている様々な権利の統一としてとらえるという視点から書かれています。なお、この『安堵町史』の史料編には、未見の貴重な史料もたくさん収録されています。

三、都市と賤民、村社会と皮田村

第二点は、近代の「下層社会」論の影響でしょうか、最近では都市と賤民に触れる議論がいくつか出てきています。藤本清二郎さんは「近世中期の都市犯罪と社会構造」で、和歌山の「御用控帳」という牢番頭の記録から主として刑事罰になるような事件を取り上げ、その統計的な処理も含めて展開しています。非常に実証的で学ぶべきところは個々にありますが、結論として正徳期を境にして犯罪件数が増大するが、その基礎には都市に多数滞留してくる非人、新非人の問題がある、つまり非人問題と都市の社会問題が連動しており、都市に犯罪の世界、いわば裏世界があるという結論を出されているわけです。それはそうかも知れないが、そうした方向付けや結論にはきわめて大きな異論があります。牢番頭が犯罪と見なすものだけが犯罪なのかどうか、犯罪の全体を理論的に整理せず、奉行所の目からだけ見ていけば、このような

結果が出るのは初めから分りきっている。流入者という契機はあるにしても、都市の内部に、呼応する構造変化がなければこうした画期はできるはずがない。この分析で都市構造の、ある特徴的な一面はとらえられるが、それだけです。近年の都市下層社会論でも似た議論が出てくるのですが、僕はそれにもやはり大きな異論があります。

なお塚田さんは『歴史評論』三月号の「身分制社会の解体」という報告で渡辺村について書いていますが、その実証性については『部落史を考える』所収の「瓦版（新刊・旧刊情報）」のNo.10でも具体的に書かれていますから多くはあげませんが、冗談ではないかと思うほどまったく成り立ちません。例えば、渡辺村に二人の年寄りがいて、その次に各町ごとの年寄りができることが都市の成熟だとし、二人年寄りのときには忙しくて仕事にならなかつたとしていますが、実際には二人年寄りの頃渡辺村には会所があり、そこでは恐らく町人身分の者が事務を執っていたし、これ以外にも氏が何か新しげなことをしているところはほとんど嘘で、実証として成り立ちがたい。

内田九州男さん、中島久恵さんのものは、都市非人論、前者はこれまた新味がありません。塚田論への批判がお

もしろいくらいでしょう。

第三点は、村社会の中の皮田村についてです。藤本さんは少し前の『日本村落史講座』の論文の中で村落社会における皮田村の位置付けという問題提起を行ない、その中で「登録身分」という理屈を立てて報告しています。この問題に関して畑中敏之さんが『部落問題研究』一一一輯に「部落問題形成の歴史的前提」を書いていますが、部落と本村との関係の村領という実体でとらえてその支配を解こうという議論なのですが、それは成り立たないものです。部落には早くから独立した村領を持つていた場合も例外的とは言いがたいほど存在したわけですし、また播磨国では馬田という部落の枝郷に百姓身分の一般村ができませんが、それではその百姓身分の村は部落の枝郷として部落から支配を受けるかという点、そんなことはないわけですが、したがって、村領論で支配・被支配の問題を解くことはできないと思います。

第四点の「ケガレ」の問題については、森栗さんの報告に委ねるとします。

四、生活と生業

第五点は生活・生業に関してですが、まず皮革に関し

て永瀬康博さんが『皮革産業史の研究』という大きな本を出したことが成果の一つではないでしょうか。それと、先の塚田さんの「身分制社会の解体」も内容的には渡辺村の皮革業についてです。

塚田さんのもう一つの論文は「アジアにおける良と賤」という標題ですが、内容的には良にも賤にも何も関係ない論文です。中心は対馬藩の皮革産業について述べていて、要するに対馬藩も福岡藩も皮革産業に関しては同じだったという結論です。ならば本当に対馬藩の皮扱いと福岡藩の皮扱いが同じかといえば、それは全然違います。対馬藩は毛付きの原皮を播磨国に送って加工させて、自分のところで特産品にしたり、原皮をあちらこちらに売っているのに対して、福岡藩は毛付きの皮を渡辺村以外には送れなかつたわけで、何をか言わんや、です。

この間、履物の問題では御存知の通り畑中さんが『日本の近世』の中で主として雪駄の問題をやっており、論文はリバイテイおおさかの特別展の冊子『はぎもの生活史』の中にあります。僕は雪駄が部落と関係するのは雪駄の底の皮の方だと思っていますが、畑中さんの論文によれば皮の部分はどうでもよくて肝心なのは上の方の雪駄表だとされていたので驚いています。雪駄の底は生皮そのものですから、それを一般の者が扱うとは考えにくい。

それは太鼓が主として部落で扱われてきたのと同じで、生皮という原皮だからですね。事実、大阪市内では町人が雪駄表だけを店で買い、道端の皮田に修理と称してぬわせている。

履物に関しては、都市周辺の部落では雪駄の比重が極めて高く、もっと広くみれば履物産業そのもののがかなり部落産業的な構造を持つていえるといえます。ただその場合、大阪などでは下駄は部落とは違いますが、大和のように場所によっては部落が下駄をやっているところもあり、履物個々によって違いがあります。では履物がなぜ賤視・ケガレ観と関わって部落産業的な意味合いを持つているのかという点になると、これは畑中さんの問題意識にはないわけで、論文ではまったく議論されていません。近年、差別の視点ぬきの部落史がふえている一例です。

この点に関しては、奈良の下之庄歴史研究会の『雑学』という雑誌で、辻本正教さんが「穢れと清め、そして草履」という連載をしており、草履がなぜケガレるのかということ辻本さんの理屈で追求しています。その要約のようなものが全国大学同和教育研究協議会の一回目の奈良での公開シンポジウムで報告されていますが、辻本さんは部落が草履そのものに歴史的に関わってきたとい

う面と同時に、「草履」という言葉の字義に重点を置いています。僕は辻本さんの議論とは少し違って、草履がケガレを受けるのはもともと草履の発生と関係するのだと思っています。つまり草履というものは古代からありましたが、実際に普及するのは室町期で、それ以前の草履といえば「板金剛」という板の上に草履を乗せた板草履で、これは葬式のときに使われたわけです。それともう一つ辻本さんが集中的に取り上げているものに、梅戸という部落の中の姫廻家というところが作り禁裏にずっと納めていたという「おねぶと草履」があります。近代になつてからは奉納することを宮内庁に断られるのですが、一般的には「緒太草履」と呼ばれるこの草履はかわや草履、便所草履だったので、このような点から草履が賤視を受けるのではないかと、僕は推定をしています。こんなことをいうので辻本さんなどからは唯物史観だと批判されているのです。

実は、先に触れた竹箴の問題もケガレの問題にも関係してきます。それは竹そのものに「聖性」があったからでしょう。御存知のように沖浦和光さんの『竹の民俗誌』という本がありますが、その中では竹箴のことはまったく触れられていませんし、新しく出てきた議論です。その他、生活に関わって、寺木伸明さんが「大阪地域

における近世被差別部落の人口動態とその背景についての一考察」という人口増のことを書かれた論文が成果といえるでしょう。これは更池村の宗門帳を精緻に分析されたもので、大枠では高市光男さんの仕事の穴を埋める形になりますが、時期によって人口増の小変動が起こるとか、部落では父方の親戚の同居率が高いなど、細かい点を書かれて成果を上げていると思います。

五、その他の業績

第六点は、関東の部落史に関してで、まず塚田さんの第二論集『身分制社会と市民社会』が出たことや、今はまだIしか出ていませんが東日本部落解放研究所の歴史論集がVまで出るといふこともあります。また昨年五月の『部落解放』では中尾さんも入って「部落史の西と東」という議論がされています。そこで、関東では死牛馬の処理も含めてケガレ観は薄いのではないかと、同じ死牛馬処理をしても意味付けはかなり違うのではないかとという提言がされています。つまり畿内では皮田に求める役割行動は死牛馬の処理だったのに対して、関東ではそうではなく「番役」だったのではないかと問題提起をしています。

第七点目、解放と抵抗については、白井さんの『兵庫の部落史』三巻でかなりのページ数を費やして分村独立運動や村方騒動を取り上げています。また畑中さんの『日本の近世』の中でも従来の主張と変わらないものですが、一揆の問題や竹皮値下げ騒動の一件にも触れられています。

東日本の論集の中には、北爪壹さんが「上州新田郡・村田村・小金井村の被差別部落の実像」という長い論文が入っていますが、その後半に伊勢神宮の御師が来たことに端を発する村方騒動のことが書かれています。関東の対本村村方騒動についての研究はこれまでほとんどなかったことであり、この論文も分析というよりも史料紹介が中心ですが、非常に貴重なものではないかと思えます。

それと『日本歴史』の豊田寛三さんの「文化年間豊後杵築藩被差別民衆逃散とその発生年代について」は、これまで文化三年と言われてきた杵築藩の逃散が実は一年前に行なわれていたということ明らかにした史料紹介的な短い論文です。その他、解放と抵抗ということではありませんが、大塩の乱について大阪人権歴史資料館の図録『大塩平八郎と民衆』でその再評価をしているものもあります。